

「茶の湯が息づく 堺」ロゴマークを募集します

堺市では、「堺茶の湯まちづくり条例」に基づき、互いを敬い、思いやりの心を持ち、ふれあいの時間と空間を大切にする茶の湯の文化が息づく都市をめざしています。

このたび、市民の皆様だけでなく、国内外の来訪者に対して、「堺」と「茶の湯」の繋がりを PR するため、「茶の湯が息づく 堺」ロゴマークを募集します。

1 募集期間

令和6年11月29日（金）～令和6年12月27日（金）【必着】

2 応募資格

どなたでも応募可能

※1人（1団体）につき何点でも応募可能です。

※未成年の方が応募する場合は、保護者の方の同意が必要です。

※団体での応募も可能ですが、その場合は代表者1人が手続きを行ってください。

3 応募方法

堺市電子申請システムまたは堺市文化課へメールで応募してください。

応募作品のファイル形式は PDF、JPEG、PNG のいずれか（10MB 以内）とします。

手書きの作品を、データ化して応募することも可能です。

詳細は、下記 URL から「茶の湯が息づく 堺」ロゴマーク募集要項」をご確認ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/kanko/bunka/art_kanrenjigyo/tyanoyu_machidukuri/logo.html



4 選考方法

(1) 一次選考

堺市文化観光局職員により、二次選考の候補作品を選出します。

(2) 二次選考

一次選考で選出された作品を対象に、『「茶の湯が息づく 堺」ロゴマークのデザインに関する懇話会』で意見を聴取し、堺市が採用作品1点を決定します。

5 賞金等

採用作品の応募者（1人または1団体）に対して、賞金5万円とさかい利晶の杜立礼呈茶券（ペア）を贈呈します。

贈呈式（予定）：令和7年3月20日（木・祝）

※未成年の方は保護者の同意が必要です。

6 採用結果

令和7年2月下旬に採用作品や作者の氏名等をホームページ等で発表します。

7 その他

ロゴマークの募集に関して取得した個人情報は、本目的以外に使用しません。

応募作品は、自作（AIによる画像生成を除く）、未発表のもので、第三者の著作権（著作権法第27条から第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）や商標法、その他法律上保護される一切の権利を侵害しないものとします。

採用作品に関する著作権や商標権、その他一切の権利は、堺市に無償で譲渡し堺市に帰属することとし、堺市及び堺市が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとします。

問い合わせ先	担当課：文化観光局 文化国際部 文化課 電話：072-228-7143 ファックス：072-228-8174
--------	--